

厚木市土砂等の適正処理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等について必要な事項を定めることにより、土砂等の適正な処理を推進し、もって土地の秩序ある利用を図るとともに、良好な環境の保全及び市民の安全の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土、砂利、岩石等で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 土砂埋立行為 土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたまり積をいう。
- (3) 土砂埋立区域 土砂埋立行為の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 事業主 土砂埋立行為に係る工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら当該工事を施工する者をいう。
- (5) 工事施工者 土砂埋立行為に係る工事の請負人をいう。
- (6) 土地所有者等 土砂埋立行為の用に供する土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(事業主等の責務)

第3条 事業主及び工事施工者は、土砂埋立行為に当たり、良好な環境の保全を図るとともに、災害の発生の防止に必要な措置を講じなければならない。

2 事業主及び工事施工者は、土砂埋立行為の概要について、当該土砂埋立区域の周辺の住民に対して周知しなければならない。

3 事業主及び工事施工者は、土砂埋立行為に伴い、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(土地所有者等の責務)

第3条の2 土地所有者等は、土地埋立行為による環境への影響に配慮するとともに、災害の発生を防止するために、その所有し、占有し、又は管理する土地を適正に管理するよう努めなければならない。

(土砂埋立行為の許可)

第4条 次の各号のいずれかに該当する土砂埋立行為を行おうとする事業主は、土砂埋立区域ごとに市長の許可を受けなければならない。

- (1) 土砂埋立行為を行う土地の区域の面積（以下「埋立面積」という。）が500平方メートル以上2,000平方メートル未満の土砂埋立行為
- (2) 埋立面積が500平方メートル未満の土砂埋立行為のうち、当該土砂埋立行為を行う土地の区域と一団と認められる土地の区域において、当該土砂埋立行為に着

手する日前3年以内に土砂埋立行為が行われ、又は行われている場合であって、当該既に行われ、又は行われている土地の区域の面積との合計面積が500平方メートル以上2,000平方メートル未満となるもの

(3) 埋立面積が500平方メートル未満の土砂埋立行為のうち、土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生ずる地盤面の最も高い地点との垂直距離（以下「たい積の高さ」という。）が1メートル以上となり、かつ、当該たい積の土砂等の量が500立方メートル以上となるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する土砂埋立行為については、同項の許可を受けることを要しない。

(1) たい積の高さが1メートル未満の土砂埋立行為

(2) 土地の造成その他事業の区域において行う土砂埋立行為で、当該事業の区域において採取された土砂等のみを用いて行うもの

(3) 法令（条例を含む。）の規定による許可、認可等を受け、又は届出等を行う土砂埋立行為。ただし、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可を受け、又は農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可を受け、若しくは届出等を行う土砂埋立行為を除く。

(4) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂埋立行為

(5) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂埋立行為

（許可の申請）

第5条 前条第1項の許可を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業主及び工事施工者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 土砂埋立行為の目的

(3) 土砂埋立区域の位置、区域及び面積

(4) 土砂埋立行為を行う土地の面積

(5) 土砂埋立行為の最大たい積時に用いる土砂等の数量

(6) 土砂埋立行為を行う期間

(7) 土砂等の崩壊又は流出を防止するための計画

(8) 排水施設の計画

(9) 土砂埋立行為を行っている間における災害発生の防止対策

(10) 土砂等の発生の場所及び原因並びに種類

(11) その他規則で定める事項

（許可の基準等）

第6条 市長は、第4条第1項の許可の申請に係る土砂埋立行為が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 土砂埋立区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、騒音、振動、粉じん、水質汚濁等による環境の悪化の防止について必要な措置が講じられていること。
- (2) 土砂埋立区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、樹木、地下水等の保存その他の必要な措置が講じられていること。
- (3) 土砂埋立区域及びその周辺の地域に、いっ水、土砂等の流出等による被害が生じないように安全上必要な措置が講じられていること。
- (4) 土砂埋立行為に伴う事故を防止するために必要な措置が講じられていること。

2 前項各号に掲げる基準を適用するために必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、第4条第1項の許可には、この条例の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(変更の許可等)

第7条 第4条第1項の許可を受けた事業主は、第5条第3号から第10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする事業主は、変更に係る事項を記載した変更申請書に規則で定める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 第4条第1項の許可を受けた事業主は、第5条第1号、第2号及び第11号に掲げる事項を変更したときは、変更した日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前条の規定は、第1項の許可について準用する。

(地位の承継)

第8条 第4条第1項の許可を受けた事業主の相続人その他の一般承継人又は同項の許可を受けた事業主から土砂埋立区域の土地の所有権その他土砂埋立行為を行う権原を取得した者は、市長の承認を受けて、同項の許可を受けた事業主が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 事業主の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 第4条第1項の許可を受けた事業主の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 土砂埋立区域の位置

(許可の取消し)

第9条 市長は、第4条第1項の許可を受けた事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により、第4条第1項又は第7条第1項の許可を受けたとき。

(2) 第4条第1項の許可を受けた日から起算して3年を経過した日までに当該土砂埋立行為に着手していないとき。

(3) 第4条第1項の許可に係る土砂埋立行為に着手した日後1年以上引き続き当該土砂埋立行為を行っていないとき。

(4) 第6条第3項(第7条第4項において準用する場合を含む。)の条件に違反したとき。

(5) 第7条第1項の規定に違反して変更したとき。

2 市長は、第7条第1項の許可を受けた事業主が当該許可を受けた日から起算して当該許可に係る変更により3年以内に着手せず、又は当該許可に係る変更により着手した日後1年以上引き続き当該変更を中断しているときは、同項の許可を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定により許可を取り消した場合において、当該許可の取消しに係る土砂埋立行為について、土砂等の崩壊、流出その他の災害の発生の防止のための措置を講ずる必要があると認めるときは、当該許可の取消しを受けた事業主に対し、土砂等の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(標識の設置)

第10条 第4条第1項の許可を受けた事業主は、当該土砂埋立区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂埋立行為を行っている間、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(着手届)

第11条 第4条第1項の許可を受けた事業主は、当該土砂埋立行為に着手しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(完了の届出等)

第12条 第4条第1項の許可を受けた事業主は、当該土砂埋立行為を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、当該土砂埋立行為が当該許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していないと認めるときは、事業主又は工事施工者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主又は工事施工者に対し、土砂埋立行為の状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

(立入調査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂埋立区域に立ち入り、当該土地又は土砂埋立行為の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(命令)

第15条 市長は、第4条第1項又は第7条第1項の許可を受けずに土砂埋立行為を行った事業主又は工事施工者に対し、当該土砂埋立行為その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、土砂等の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定は、第6条第3項（第7条第4項において準用する場合を含む。）の条件に違反している者について準用する。

3 市長は、前2項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。

（土地所有者等への指導又は助言）

第15条の2 市長は、土砂埋立行為による災害が発生するおそれがあると認めるときは、土地所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項又は第7条第1項の規定に違反して土砂埋立行為を行った者

(2) 第15条第1項の規定による命令に違反した者

第18条 第9条第3項、第12条第2項又は第15条第2項において準用する同条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第3項、第11条又は第12条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第10条の規定に違反して標識を設置しなかった者

(3) 第14条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（両罰規定）

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、平成12年9月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に土砂埋立行為を行っている者は、この条例の施行の日から起算して1月を経過する日までの間は、第4条第1項の規定は、適用しない。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

附 則（平成16年厚木市条例第4号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第11条の規定は、平成16年5月1日以後に土砂埋立行為に着手する事業者について適用し、同日前に土砂埋立行為に着手する事業者については、なお従前の例による。